

日本国際法学生協会(JILSA) 議事録

日付 2020/09/08	時間 10:00-10:40	場所 オンライン	記録者 吉行穂高
議題 ① JILSA 活動状況報告 ② 参加費について ③ 規則改正			
出席校 北海道大学・早稲田大学・東京外国語大学・西南学院大学・上智大学・大阪大学・名古屋大学・京都大学			

議題	内容
① JILSA 活動状況報告書	<p>1 : ILSA 発表より国内大会(National Round)が世界大会(Global Round)の予選ではなくなったことを確認。</p> <p>2 : 世界大会の予選ではないものの国内大会は実施することを説明。</p> <p>3 : 開催方式はオンライン、使用するアプリケーションは世界大会に合わせる。</p> <p>→ILSA からの発表を待って構成校に通知</p> <p>4 : 国内大会の日程は、通信障害等への対応のための時間確保などを考えると2日間より延びる可能性がある旨説明。</p> <p>5 : オンライン National Round への参加のための用意を各自でしていただく必要がある旨説明。</p> <p>6 : 支援グループへオンライン大会参加に必要な追加負担(上記5)を軽減する施策への支援をお願いしていく旨説明。</p>
② 参加費について	参加費は徴収しない
③ 規則改正	主に表記揺れ、誤りを正す趣旨の改正案を提出(P2資料) →可決(全会一致)

#### 4 条 1 項・2 項・3 項

##### 改正内容

本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) Philip C. Jessup International Law Moot Court Competition Japan National Round（以下、「Jessup 国内大会」とする。）およびこれに関連する活動の準備・運営。~~—~~
- (2) 国際法模擬裁判大会同窓会の運営。~~—~~
- (3) 構成校間の懇親会の運営。~~—~~

##### 改正趣旨

日本語の用法からして、(1) - (3) では「行う」「事業」が列挙されるはずであり、文章が続いている訳ではない。よって、句点を用いるのは不適切である。

#### 5 条 2 項

##### 改正内容

(2) 学生運営委員間の連絡のためにメーリングリストを設けるものとする（以下、「学生運営委員会メーリングリスト」とする。）。また、学生運営委員会と構成校代表との連絡のためにメーリングリストを設けるものとする（以下、「JILSA メーリングリスト」とする。）。なお、このメーリングリストは以下の各号に掲げる事項の伝達については必ず利用されなければならない。

##### 改正趣旨

日本語の用法からして、「設けるものとする」で文が終わり、「また、」以降は新たな文を構成すると解するのが自然である。斯くの如く解さなければ、「ものとするまた、」という連なりを構成し、日本語文法に則れば意味をなさないために、規定として極めて不適切である。

よって、「設けるものとする」とその括弧書きの直後に、文末であることを示す句点を要する。

#### 6 条

##### 改正内容

本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した、~~国内~~国際法模擬裁判を行う大学の学生団体とする。

##### 改正趣旨

本会の目的は、「国際法模擬裁判を通して学生の国際法知識・法的思考の涵養に貢献し、また国際法模擬裁判に係る学生同士の相互交流を図る」ことである（3 条）。また、本会はその目的を達成するために、「国際法模擬裁判大会同窓会の運営」を行っている（4 条 2 項）。このような本会の目的と事業内容を鑑みるに、「本会の目的に賛同して入会」する「大学生団体とは」国内法ではなく（もしくは、のみならず）、国際法の模擬裁判を行っている団体をこそ会員とするべきである。

よって、「国内法」ではなく「国際法」とする。

## 8条1項a号・b号・c号及び2項

### 改正内容

- (1) ~~(a)~~Jessup 国内大会に出場する構成校の支出する大会登録料を本会の会費とする。  
~~(b)~~(2) 大会登録料は、学生運営委員会の議決を経て別途これを定める。  
~~(c)~~(3) 設定された大会登録料に構成校会議で反対の議決がされた場合は、前年度の大会登録料が当該年度の大会に適用される。  
~~(2)~~(4) 構成校に別途会費を課す場合は、構成校会議の議決を必要とする。

### 改正趣旨

現行8条1項では、号を束ねている項の内容が定められていない。また、現行8条1項a号・b号・c号は各々が、1項の存在に依存せず、2項と並列関係である。そのため、1項a号・b号・c号と2項という条文構造は、その規定する内容を示すものとしては不適切である。

よって、1項・2項・3項・4項とする。

## 9条2項b号

### 改正内容

- (b) 第13条2項~~(b)~~b号に反し学生運営委員を出さない状況が2年以上続いたとき

### 改正趣旨

9条2項本文では、「各号」と記載しているため、用語の統一性の見地からして、「号」という表現を用いるべきである。

よって、「号」とする。

## 11条2項

### 改正内容

- (2) 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。)

### 改正趣旨

箇条書きではなく、本文中ないし本文の補足として括弧が用いられる場合、通常「」ではなく、「0」である。また、仮に斯くの如き括弧の用法が認められたとすれば、2項の「会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない」という文章には、本文と括弧書きが存在することになる。しかしながら、当該文章を本文と括弧書きに分けることは、通常の日本語の用法下ではできない。

よって、「」は削除する。

## 13条1項a号・b号・c号、2項・3項

### 改正内容

- (1) ~~(a)~~ 学生運営委員は、各構成校からの指名に基づき、構成校会議において選任する。  
~~(b)~~(2) 各構成校は、少なくとも1名以上の学生運営委員を指名しなければならない。ただし、その年の新規参加校についてはこの限りでない。  
~~(c)~~(3) 特段の事情があつて学生運営委員を選出できない構成校は、学生運営委員会の承諾を得た上で、学生運営委員の

指名を免除される。

(2)(4) 学生運営委員長及び副委員長は、学生運営委員の中から、構成校会議において選任する。

(3)(5) 学生運営委員の氏名・役職と所属大学は JILSA Web サイトにおいて公表されるものとする。

#### 改正趣旨

現行 13 条 1 項では、号を束ねている項の内容が定められていない。また、現行 13 条 1 項 a 号・b 号・c 号は各々が、1 項の存在に依存せず、2 項・3 項と並列関係である。そのため、1 項 a 号・b 号・c 号と 2 項という条文構造は、その規定する内容を示すものとしては不適切である。

よって、1 項・2 項・3 項・4 項・5 項とする。

#### 25 条 2 項

##### 改正内容

(2) 学生運営委員長は、前条第 2 項 ~~(a)~~a 号及び ~~(b)~~b 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時会議を招集しなければならない。

#### 改正趣旨

本文内の「前条」たる 24 条 2 項上は、「号」という表現が用いられているのに対し、25 条上で「(a)」「(b)」という表現を用いるのは、規則内の用語の統一性の見地からして不適切である。

よって、「a 号」「b 号」とする。

#### 28 条 2 項の 2

##### 改正内容

~~(2)の 2(3)~~ 構成校会議における代表出席校が、構成校総数の 3 分の 2 以上に満たない場合、構成校会議の議事は出席した構成校代表の過半数にて暫定的に決する。その後、欠席した構成校代表に議事内容を第 5 条 2 項に定める手段にて迅速に通知することが求められ、通知から 1 週間において会議での賛成票を上回る反対が欠席した構成校代表によりなされた場合は、暫定的決定は覆される。当該基準を満たさない場合は、暫定的決定が確定される。なお、この確定的決定は迅速に構成校に第 5 条 2 項に定める手段にて通知されなければならない。

#### 改正趣旨

枝番号は改正によって条数が動くのを避けるために用いられるのが通常である。しかしながら、28 条 2 項の 2 に関しては、3 項があるわけでもないので、枝番号を使う必要はない。むしろ、通常の条文構造の通り、3 項とするのが妥当である。

よって、28 条 3 項とする。